

平成 31 年 3 月 8 日

県立学校 学校医各位

鎌倉市医師会会長 井上 俊夫
学校保健担当理事 花岡 正人

「県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領」の一部改正の
周知について

神奈川県医師会を通じて神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長より通知がま
いりましたのでお知らせいたします。

こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
保健医療学術課

「県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領」の一部改正の
周知について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の各種事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長より周知依
頼がございましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員および学校医の先生方にご周知いただきますようお願いい
たします。

お問い合わせ先
保険医療学術課 担当:椿
横浜市中区富士見町3-1
TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail t-tsubaki@kanagawa.med.or.jp

保体第 2726 号
平成 30 年 2 月 21 日

公益社団法人神奈川県医師会事務局長 殿

神奈川県教育委員会教育局
指導部保健体育課長
(公 印 省 略)

「県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領」の
一部改正の周知について (依頼)

県立学校における児童生徒の健康管理の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、「県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領」の一部改正をいたしましたので、お手数をおかけして申し訳ありませんが、県下の郡市医師会に周知していただきますようお願いいたします。

〈主な改正内容〉

- ・ 1 年単位で委嘱する学校医等が、病気、怪我等により、委嘱期間中に職務を遂行することができないとき、また、大規模校で応援医が必要なとき日を単位で委嘱する応援医配置の基準を規定しました。
- ・ 非常勤職員の給与の支払日が毎月 2 回 (7 日及び 25 日) となったことに伴い、支払日を変更しました。
- ・ 学校より提出していた委嘱等報告書 (第 6 号様式) を廃止しました。

〈施行日〉

平成 31 年 4 月 1 日

問合せ先
保健安全グループ
澤出、利波
電話 045-210-8309



**「県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領」の
一部改正について〈概要〉**

1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱

- 学校保健安全法第二十三条に基づき、学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）を置くこととされている。
- そのため本県では、「県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領」（以下「要領」という。）を定め、委嘱を行っている。

2 改正の経緯・理由

- 平成29年2月1日付け総務室長、教職員人事課長通知「非常勤職員の退職時等の給与の支給（口座振込の場合）について」に基づき、支給日を改正する。
- 年度当初の事務軽減を図るため、学校医等が変更した場合のみ委嘱状況を確認することとし、教育長あて6月30日までに全校が提出する、委嘱状況の報告（委嘱等報告書（第6号様式））は廃止する。
- その他所要の改正を行う。

3 改正の内容

(1) 配置を定数に改正（3 定数）

これまで、学校医等の学校ごとの「配置」を教育長が別に定めるとしていたものを学校医等の「定数」を教育長が別に定めるものとする。

(2) 日を単位として委嘱するもの（4 委嘱（2）イ）

1年単位で委嘱する学校医等が、病気、怪我等により、委嘱期間中に職務を遂行することができないとき、また、大規模校で応援医が必要なとき日を単位で委嘱する応援医配置の基準を規定する。

(3) 報酬支給日（6 報酬）

非常勤職員の給与の支払日が毎月2回（7日及び25日）となったことに伴い、支払日を変更する。

(4) 委嘱等報告書（第6号様式）の廃止（7 報告）

これまで学校医等の変更がなくても毎年度当初、委嘱の報告を受けていたものを、学校医等の変更があった場合のみ、別途確認する。

4 施行期日

平成31年4月1日

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領

(昭和52年4月1日)

最終改正 平成31年4月1日

1 趣旨

この要領は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱の手續等について、必要な事項を定めるものとする。

2 身分

学校医等の身分は、特別職に属する非常勤職員とする。

3 定数

学校医等の定数は、教育長が別に定める。

4 委嘱

(1) 学校医等の委嘱は、神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会及び神奈川県薬剤師会の推薦に基づき、県立学校長（以下「校長」という。）が行う。

(2) 委嘱の方法は、次のいずれかによるものとする。

ア 委嘱開始の日から当該年度の末日までの間を委嘱期間として委嘱するもの。

イ 同一年度内の特定の期間内において、日を単位として委嘱するもの。（以下「応援医」という。）

(ア) 学校医等の病気、怪我等により、委嘱期間中に職務を遂行することができないとき

(イ) 1,000人（1学級40人規模、25学級程度）以上の生徒がいる大規模学校において、教育長が別に定める日数以内で、学校医等の応援が必要なとき

(3) 学校医等は、満75歳に達した日の属する年度の末日を超えて委嘱することはできない。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

(4) 学校医等を委嘱しようとするときは、(2)のアの場合においては第1号様式及び第2号様式により、(2)のイの場合においては第3号様式により校長が委嘱書を交付するものとする。

5 解嘱等

(1) 学校医等が次のいずれかに該当する場合には、校長は当該学校医等を解嘱することができる。また、地方公務員法第16条各号（第3号を除く）の欠格事項に該当する場合も同様とする。ただし、解嘱にあたっては、学校医については神奈川県医師会と、学校歯科医については神奈川県歯科医師会と、学校薬剤師については神奈川県薬剤師会とそれぞれ事前に協議するものとする。

ア 刑事事件に関し起訴されたとき。

イ 心身の故障により職務遂行が見込めないとき。

ウ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

エ その他学校医等の職務にふさわしくない行為があったとき。

(2) 学校医等は、辞職しようとするときは、辞職しようとする日の30日前までに辞職願を校長に提出するものとする。

(3) 学校医等が次のいずれかに該当する場合には、学校医等としての身分を失う。

- ア 委嘱期間が満了したとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ウ 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を取り消されたとき。
- (4) 校長は、(1)により学校医等の委嘱を解こうとするときは、第4号様式により解嘱書を交付するものとする。
- (5) 校長は、(2)による学校医等の辞職を承認するときは、第5号様式により辞職承認書を交付するものとする。

6 報酬

学校医等の報酬の額は、教育長が別に定めるものとし、報酬の支給日は、各四半期終了月の翌月の7日（1月及び5月にあつては10日）以内の教育長が別に定める一定の日に支給する。ただし、退職等特別の理由があるときは、この限りでない。

7 報酬額の変更の通知

校長は、学校医等の報酬額について年度途中で変更があつたときは、その都度、第6号様式により当該学校医等に速やかに通知するものとする。

8 公務災害補償

校長は、学校医等に公務上の災害に該当すると認められる傷病等が発生した場合は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和42年神奈川県条例第51号）の定めるところにより手続を行うものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか学校医等の委嘱等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の4及び5の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 3 改正前の4の(2)のアの規定により平成22年3月31日までの間に委嘱された学校医等の任期は、当該規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式

										殿
神奈川県立 (学校名) 学校		〔学校医等の区分〕		を委嘱します						
		(種類)								
報酬は、月額		円とします								
委嘱期間は		年	月	日から	年	月	日までとします			
		年	月	日						
				神奈川県立		学校長				印

第2号様式

										殿
神奈川県立 (学校名) 学校		訪問指導学級		学校医 (種類)		を委嘱します				
報酬は、訪問指導学級の児童生徒1人当たり				円とします						
委嘱期間は		年	月	日から	年	月	日までとします			
		年	月	日						
				神奈川県立		学校長				印

第3号様式

										殿
神奈川県立 (学校名) 学校		〔学校医等の区分〕		を委嘱します						
		(種類)								
報酬は、日額		円とします								
委嘱期間は		年	月	日から	年	月	日までのうち			
日間とします										
		年	月	日						
				神奈川県立		学校長				印

第4号様式

殿
年 月 日をもって 神奈川県立（学校名）学校〔学校医等の区分 （種類）〕の委嘱を解きます
年 月 日 神奈川県立 学校長 印

第5号様式

殿
年 月 日をもって 神奈川県立（学校名）学校〔学校医等の区分 （種類）〕の辞職を承認します
年 月 日 神奈川県立 学校長 印

第6号様式

年 月 日

殿

神奈川県立 学校長

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額の変更について（通知）

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額は、年 月より次のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

	年 間 報 酬 額	訪問指導学級の児童 生徒1人当り報酬額	備 考
学 校 医	円	円	
学校歯科医			
学校薬剤師			

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師委嘱取扱要領
新旧対照表

新	旧
<p>1～2 (略)</p> <p>3 定数 学校医等の定数は、教育長が別に定める。</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 配置 学校医等の配置は、教育長が別に定める。</p>
<p>4 委嘱</p> <p>(2) 委嘱の方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>イ 同一年度内の特定の期間内において、日を単位として委嘱するもの。(以下「応援医」という。)</p> <p>(ア) 学校医等の病気、怪我等により、委嘱期間中に職務を遂行することができないとき</p> <p>(イ) 1,000人(1学級40人規模、25学級程度)以上の生徒がいる大規模学校において、教育長が別に定める日数以内で、学校医等の応援が必要なとき</p>	<p>4 委嘱</p> <p>(2) 委嘱の方法は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>イ 同一年度内の特定の期間内において、日を単位として委嘱するもの。</p>
<p>5 (略)</p> <p>6 報酬 学校医等の報酬の額は、教育長が別に定めるものとし、報酬の支給日は、各四半期終了月の翌月の7日(1月及び5月にあつては10日)以内の教育長が別に定める一定の日に支給する。ただし、退職</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 報酬 学校医等の報酬の額は教育長が別に定めるものとし、報酬の支給日は次によるものとする。</p> <p>(1) 4の(2)の場合</p>

等特別の理由があるときは、この限りでない。

原則として、各四半期終了月の翌月7日以内とする。ただし、1月にあつては、10日(この日が休日の月曜日に当たるときは7日、日曜日に当たるときは8日、土曜日に当たるときは9日)とする。また、各四半期毎の支給割合は、年額に対してそれぞれ12分の3とする。

(2) 4の(2)のアの訪問指導学級学校医等及びイの場合
勤務の当日とする。(口座振込による場合は、勤務の翌日から7日以内とする。)

7 報告

校長は、学校医等の委嘱状況について次のとおり教育長あて委嘱等報告書(第6号様式)を提出するものとする。

(1) 各年度当初において新規に委嘱の場合は、各会計年度6月30日までとする。

(2) その他の時期に委嘱者に変更があつたときはその都度とする。

8 報酬額の変更の通知

校長は、学校医等の報酬額について年度途中で変更があつたときは、その都度、第7号様式により当該学校医等に速やかに通知するものとする。

9 公務災害補償

10 その他

7 削除

7 報酬額の変更の通知

校長は、学校医等の報酬額について年度途中で変更があつたときは、その都度、第6号様式により当該学校医等に速やかに通知するものとする。

8 公務災害補償

9 その他

別表 1～3 追加

第 6 号様式 (廃止)

第 6 号様式

第 6 号様式
第 7 号様式